

全教委連第120号
令和3年9月2日

文部科学大臣
萩生田 光一 様

全国都道府県教育長協議会
会長 藤田 裕 司

新規高等学校卒業者の就職に係る選考に関する緊急要望

令和3年2月10日付け通知（2文科初第1695号、職発0210第9号、開発0210第2号）において、令和4年3月新規高等学校卒業者の就職に係る選考開始期日は、令和3年9月16日以降とされております。

一方、令和3年8月には新型コロナウイルス感染症の全国の1日当たりの新規陽性者数が初めて2万人を超える状況が報告されるなど、全国的な感染拡大傾向が続いており、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、緊急事態措置区域として21都道府県が指定されています。

20歳未満の感染者が増加し、高校生等の感染状況についても直ちには収束が見通せない中、新規高等学校卒業者の就職に係る選考の実施という事態に対応せざるを得ない状況です。新規高等学校卒業者の中には、県外への就職を希望する者も相当数いる状況を踏まえ、各地域のみならず、全国において選考における不適切な取扱いを防止し、生徒が安心して就職に係る選考等に臨むことができるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒又は濃厚接触者と判定されるなどの理由により、指定された期日に選考のための試験や面接等

を受けることができない生徒に対しては、改めて試験や面接等の期日を設定するなど、個別の事情に最大限配慮して柔軟に対応し、全ての生徒が不公平な取扱いを受けることがないよう、各経済団体に働き掛けを行っていただきたい。

- 2 新規高等学校卒業者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在学中に部活動の各種大会や資格試験等の中止又は延期などの影響を受けていることに留意し、生徒が不利な扱いを受けることがないよう、各経済団体に働き掛けを行っていただきたい。
- 3 試験や面接等の会場における感染症対策の徹底のほか、オンラインを活用した面接などの実施について検討するとともに、オンラインを活用する場合においては、受験生や学校ごとにICT環境が異なることに留意し、学校と連携するなど個別に柔軟な対応をしていただくよう、各経済団体に働き掛けを行っていただきたい。
- 4 生徒の進路保障の観点から、各企業における生徒の積極的な採用等について、各経済団体への働き掛けを行うとともに、就職を希望する生徒が安心して選考等に臨むことができるよう、国として施策の推進に引き続き取り組んでいただきたい。